

高知県内水面漁業調整規則をここに公布する。

○高知県内水面漁業調整規則

(昭和44年8月15日規則第36号)

改正 昭和47年5月13日規則第38号 昭和49年9月3日規則第56号
昭和58年6月11日規則第23号 昭和61年2月17日規則第2号
平成6年9月30日規則第61号 平成11年3月2日規則第10号
平成12年3月21日規則第14号 平成13年3月27日規則第41号
平成13年9月28日規則第149号 平成14年3月22日規則第16号
平成15年5月23日規則第79号 平成16年10月1日規則第100号
平成16年10月1日規則第101号 平成16年10月1日規則第102号
平成17年5月31日規則第87号 平成17年9月20日規則第127号
平成17年12月27日規則第169号 平成20年2月15日規則第5号
平成21年3月27日規則第18号 平成25年3月26日規則第7号

高知県内水面漁業調整規則

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
 - 第2章 水産動植物の採捕の許可(第6条—第23条)
 - 第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等(第24条—第37条)
 - 第4章 罰則(第38条—第41条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他の漁業に関する法令とあいまって高知県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

[漁業法] [水産資源保護法]

(適用範囲)

第2条 この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

[漁業法第8条第3項]

第3条 削除

削除〔平成12年規則14号〕

(代表者の届出)

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、別記第1号様式の(1)又は別記第1号様式の(2)によるものとする。

[漁業法第5条第1項] [別記第1号様式の(1)] [別記第1号様式の(2)]

(漁業権等に関する申請書の様式)

第5条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 別記第2号様式
[漁業法第8条第6項] [別記第2号様式]
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 別記第3号様式
[漁業法第10条] [別記第3号様式]
- (3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 別記第4号様式
[漁業法第129条第1項] [第3項] [別記第4号様式]

一部改正〔平成13年規則41号〕

第2章 水産動植物の採捕の許可

(水産動植物の採捕の許可)

第6条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第129条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

[漁業法第129条]

- (1) 火光その他の照明を利用する網(網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。)
- (2) まき網
- (3) 地びき網
- (4) 張網
- (5) 瀬張網
- (6) 建網
- (7) まき刺網
- (8) 上り落しうえ
- (9) う飼漁法
- (10) しめなわ漁法

(許可の申請)

第7条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、別記第5号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

[前条] [別記第5号様式]

2 知事は、前項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

[前項]

(許可の有効期間)

第8条 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。

[前項]

(許可証の交付)

第9条 知事は、採捕の許可をしたときは、当該申請者に別記第6号様式の許可証を交付する。

[別記第6号様式]

(許可証の携帯義務)

第10条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

[前条]

2 許可証の書換え申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

[前項]

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

[前項] [同項]

一部改正〔平成12年規則14号〕

(許可証の譲渡等の禁止)

第11条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

[前条第2項]

(許可の制限又は条件)

第12条 知事は、漁業調整上又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第13条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)採捕区域及

び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

第14条 採捕の許可を受けた者が採捕の許可の内容を変更しようとするときは、別記第7号様式による申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

[別記第7号様式]

2 第7条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

[第7条第2項] [前項]

(許可証の書換え交付の申請)

第15条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、別記第8号様式の申請書により、許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

[別記第8号様式]

(許可証の再交付の申請)

第16条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を記載した書面をもって知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第17条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第14条の許可をしたとき。

[第14条]

(2) 第15条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

[第15条] [前条]

(3) 第22条第1項の規定により採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

[第22条第1項]

(許可証の返納)

第18条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、当該許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

[前条]

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、その理由を記載した書面をもって知事に届け出なければならない。

[前項]

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

[第1項] [前項]

一部改正〔平成13年規則41号〕

(許可をしない場合)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、採捕の許可をしない。

- (1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (2) 漁業調整又は水産資源の保護培養上必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

[前項第1号]

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

[前項]

4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

[第1項第2号]

一部改正〔平成6年規則61号〕

(許可の取消し)

第20条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当する者となったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

[前条第1項第1号]

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

[前項]

一部改正〔平成6年規則61号〕

第 21 条 知事は、採捕の許可を受けた者が、その許可を受けた日から 6 箇月間又は引続き 1 年間、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動植物の採捕をしないときは、当該許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、次条第 1 項の規定に基づく処分又は漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づく指示若しくは同条第 11 項の規定に基づく命令により水産動植物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

[次条第 1 項] [漁業法第 67 条第 1 項] [同条第 11 項] [前項]

3 第 1 項の場合には、前条第 2 項の規定を準用する。

[第 1 項] [前条第 2 項]

一部改正 [平成 6 年規則 61 号・12 年 14 号・13 年 149 号]

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第 22 条 知事は、水産資源の保護培養その他漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可について、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し又は採捕を停止させることがある。

2 前項の規定は、採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反した場合について準用する。

[前項]

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことがある。

[前項] [同項]

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

[第 1 項] [第 2 項]

5 第 1 項及び第 2 項の場合には、第 20 条第 2 項の規定を準用する。

[第 1 項] [第 2 項] [第 20 条第 2 項]

一部改正 [平成 6 年規則 61 号]

(許可の失効)

第 23 条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

一部改正 [平成 13 年規則 41 号]

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第 24 条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

[前項]

- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。

[前項] [水質汚濁防止法]

一部改正〔昭和61年規則2号〕

(禁止期間)

第25条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表中欄に掲げる区域については、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動物名	区 域	期 間
あゆ	物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流	12月31日午後5時から翌年7月1日午前5時まで
	鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流	
	吉野川に係る河川中長岡郡大豊町吉野川本流と南小川の合流点から上流の南小川(支流を含む。)	
	吉野川に係る河川中長岡郡大豊町吉野川本流と穴内川の合流点から上流の穴内川(支流を含む。)	
	吉野川に係る河川中長岡郡大豊町吉野川本流と立川川の合流点から上流の立川川	
	吉野川に係る河川中長岡郡本山町吉野川本流と汗見川の合流点から上流の汗見川(支流を含む。)	
	吉野川に係る河川中土佐郡土佐町吉野川本流と地蔵寺川の合流点から上流の地蔵寺川(支流を含む。)	
	吉野川に係る河川中土佐郡土佐町吉野川本流と瀬戸川の合流点から上流の瀬戸川	

伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで
吉野川に係る河川中高知徳島県境から上流の前記以外の区域	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流	
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町仁淀川本流と上八川川との合流点から上流の上八川川(支流を含む。)	1月31日午後5時から6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町仁淀川本流と坂折川の合流点より上流の坂折川(支流を含む。)	
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町仁淀川本流と柳瀬川の合流点より上流の柳瀬川(支流を含む。)	
仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町仁淀川本流と土居川との合流点から上流長屋発電用えん堤下流端までの土居川(支流を含む。)	
仁淀川に係る河川中高岡郡越知町野老山発電用えん堤上流端から上流吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤下流端までの区域	
四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで
四万十川に係る河川中高岡郡津野町船戸ぜき上流端から下流かんがい用旧下地ぜき下流端に至る間	12月31日午後5時から翌年9月1日午後5時まで
仁淀川に係る河川及び渡川に係る河川中前記以外の区域	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分まで

		分から12月1日午前6時30分まで
物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流の区域	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	
新莊川に係る河川		
前記以外の内水面	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	
ます類(あまご及びいわなを含む。以下同じ。)	吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川川の合流点から上流の中野川川(支流を含む。)	12月1日から翌年2月15日まで
	吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷の合流点から上流の白猪谷(支流を含む。)	
	上記の2河川、吉野川に係る河川中長岡郡大豊町ヨボウシ橋下流端から大王大橋上流端までの穴内川及び吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第1えん堤上流端から第2えん堤下流端までの区域、物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流の区域、仁淀川に係る河川中吾川郡いの町小川川と高樽川との合流点から下流上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から下流下八川第四発電所放水口までの上八川川並びに奈半利川に係る河川中安芸郡北川村野川川ダム下流端から野川橋上流端までの野川川以外の内水面	10月1日から翌年2月末日まで

一部改正〔平成 21 年規則 18 号・25 年 7 号〕

一部改正〔平成 21 年規則 18 号・25 年 7 号〕

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

[前項]

一部改正〔昭和 61 年規則 2 号・平成 11 年 10 号・12 年 14 号・15 年 79 号・16 年 100 号・101 号・102 号・17 年 127 号・169 号・21 年 18 号・25 年 7 号〕

(全長等の制限)

- 第 26 条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

水産動物名	全長
あゆ	10 センチメートル以下
うなぎ	21 センチメートル以下
こい	15 センチメートル以下
ます類	10 センチメートル以下

- 2 あゆ及びます類の放産した魚卵は、これを採捕してはならない。
3 前 2 項の規定に違反して採捕した水産動物(魚卵を含む。)又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

[第 1 項] [前項]

一部改正〔平成 12 年規則 14 号〕

(漁具漁法の禁止)

- 第 27 条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。

- (1) びんづけ
 - (2) 発射装置を有する漁具
 - (3) もり、金突又はこれに類似の刺突具
 - (4) 潜水器漁法(簡易潜水器を使用するものを含む。)
 - (5) 水中に電流を通じてする漁法
 - (6) う又はう羽等を用いて魚類の威嚇、かり寄せ等をする漁法
 - (7) 水中眼鏡を使用する漁法
 - (8) 追さで漁法
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第 3 号又は第 7 号の漁具漁法により、火光その他の照明を利用せず次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表中欄に掲げる水産動物以外の水産動物をそれぞれ同表右欄に掲げる期間につき採捕する場合は、この限りでない。

区域	名称	期間
吉野川に係る河川	あゆ、 ます類	8月1日午前5時から 10月15日午後5時30 まで
四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発 電用えん堤下流端から下流及び高岡郡四万十町 下道発電用えん堤下流端から下流	上記に 同じ	1月1日から12月31 日まで
松田川に係る河川		
仁淀川に係る河川	上記に	7月15日午前5時か ら10月15日午後5 時30分まで
新莊川に係る河川	同じ	
物部川に係る河川	ます類	
前記以外の内水面	上記に 同じ	8月1日午前5時から 10月15日午後5時30 分まで

[前項] [前項第3号] [第7号]

一部改正〔昭和61年規則2号・平成11年10号・17年169号〕

第28条 次の各号に掲げる漁具を設置してはならない。

- (1) 魚ぜき(しめなわを除く。)
- (2) 建干
- (3) せき干
- (4) やな
- (5) 上りうえ、下りうえ
- (6) 上りひ落とし

(禁止区域)

第29条 次の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる水産動植物の採捕をしてはならない。

河川名	区域	水産 動植 物名
西の川 に係る 河川	室戸市吉良川町釣ノ口発電用えん堤上流端から下流50メートル の間 室戸市吉良川町領地かんがい用第1ぜき上流端から下流領地か んがい用第2ぜき上流端の下流50メートルの間	すべ ての 水産 動植

奈半利 安芸郡北川村魚梁瀬発電用えん堤上流端から上流 250 メートル、物
川に係 下流 400 メートルの間

る河川 安芸郡北川村久木発電用えん堤上流端から上流 100 メートル、
下流 100 メートルの間

安芸郡北川村二股発電所放水口中心から上流 100 メートル、下
流 200 メートルの間

安芸郡北川村平鍋発電用えん堤上流端から上流 100 メートル、
下流 200 メートルの間

安芸郡北川村長山発電所の開閉所最上流コンクリート柱と対岸
の送電用鉄塔見通し線から下流西谷川と奈半利川合流点に建設
された漁場標識から 143 度 30 分の線に至る間

安芸郡北川村奈半利ぜき上流端から上流 10 メートル、下流 30
メートルの間

安芸郡北川村及び田野町田野ぜき上流端から上流 10 メートル、
下流 50 メートルの間

伊尾木 安芸市古井発電用えん堤上流端から下流 100 メートルの間
川に係
る河川

安芸川 安芸市栃の木かんがい用栃の木ぜき上流端から上流 7 メートル、
に係る 下流 88 メートルの間
河川

赤野川 安芸郡芸西村和食砂防用端河原えん堤上流端から下流 65 メート
に係る ルの間

河川 安芸市赤野砂防用赤野川えん堤上流端から上流 10 メートル、下
流 40 メートルの間

物部川 香美市香北町吉野発電用えん堤上流端から下流檜谷口に建設さ
に係る れた漁場標識から 355 度の線に至る間

河川 香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から下流 345 メート
ルの間

香美市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端か
ら上流左岸 70 メートルの点、下流左岸 177 メートルの点及び国
土交通省右岸距離標 8K/2 から下流 79 メートルの点を順次に直

線で結んだ線により囲まれた区域

吉野川 長岡郡本山町山崎調整池えん堤下流端から下流 65 メートルの間に係る
河川

国分川 南国市常通寺島かんがい用常通寺島ぜき上流端から下流 20 メートルの間に係る
河川 高知市布師田かんがい用井の端ぜき上流端から下流 50 メートルの間

鏡川に係る河川 高知市鏡多目的用えん堤上流端から下流 306 メートルの間
高知市朝倉かんがい用朝倉ぜき上流端から上流 15 メートル、下流 30 メートルの間
高知市上本宮町かんがい用江の口ぜき上流端から上流 15 メートル、下流 33 メートルの間
高知市鏡川町廓中ぜき上流端から上流 15 メートル、下流 30 メートルの間

仁淀川に係る河川 吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流 135 メートル、下流 184 メートルの間
吾川郡仁淀川町大渡発電所放水路及び放水口より下流 30 メートルに至る間
吾川郡いの町上八川下分四発電所取水えん堤上流端から上流 20 メートル、下流 100 メートルの間
高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流 60 メートル、下流 100 メートルの間
吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流 30 メートル、下流 190 メートルの間
吾川郡仁淀川町加枝発電所放水路
高岡郡越知町野老山発電用えん堤上流端から上流 60 メートル、下流左岸 140 メートルの点から 180 度の線に至る間
吾川郡いの町仁淀川右岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流 20 メートル、下流 150 メートル日下川新放水路上流端と、左岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流 20 メートル、下流 1

	70メートルに建設された漁場標識を結んだ線に至る間	
	高岡郡越知町遊行寺かんがい用ぜき上流端から上流 20 メートル、下流 100 メートルの間	
新莊川に 係る河川	高岡郡津野町赤木砂防用赤木えん堤上流端から上流 25 メートル、下流 70 メートルの間	
	須崎市上分かんがい用遅越ぜき上流端から下流落合橋下流端に至る間	
	須崎市下分かんがい用下郷ぜき上流端から下流 25 メートルの間	
四万十川に 係る河川	高岡郡中土佐町大野見竹原発電用えん堤上流端から上流 150 メートル、下流ぬたの谷口に建設された漁場標識から 260 度の線に至る間	
	高岡郡四万十町上秋丸かんがい用一斗俵ぜき上流端から上流 10 メートル、下流 113 メートルの間	
	高岡郡四万十町西川角かんがい用大井野ぜき上流端から上流 10 メートル、下流 100 メートルの間	
	高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流 90 メートル、下流 160 メートルの間	
	高岡郡四万十町大正中津川中津川砂防用第 1 えん堤上流端から上流 134 メートル、下流古宿谷口に建設された漁場標識から 300 度の線に至る間	
	高岡郡檮原町中平発電用えん堤上流端から上流 55 メートル、下流 330 メートルの間	
	高岡郡檮原町松原発電所放水口に建設された漁場標識から上流 144 メートル、下流 90 メートルの間	
	高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流 60 メートル、下流ふえの谷口に建設された漁場標識から 230 度の線に至る間	
下の加 江川に 係る河 川	幡多郡三原村芳井砂防用芳井えん堤上流端から上流 50 メートル、下流 50 メートルの間	
国分川 に係る	香美市土佐山田町入野かんがい用高芝ぜき下流端から下流 50 メートルの点から上流かんがい用鏡野ぜき上流端に至る間	あゆ

河川

一部改正〔昭和49年規則56号・61年2号・平成11年10号・12年14号・16年100号・101号・102号・17年127号・169号〕

(漁具又は漁法の使用の制限)

第30条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表中欄に掲げる網漁具以外の網漁具を、それぞれ同表右欄に掲げる期間使用してはならない。ただし、4月1日から4月30日までの間において、網目3センチメートル以上の網及びなげ網を使用する場合は、この限りでない。

区域	網漁具	期間
野根川に係る河川	は ぜ 追 込 み 網 四 手 網 す く い 網	4月1日午前零時から6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
奈半利川に係る河川		
安田川に係る河川		
伊尾木川に係る河川。ただし、安芸市古井発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。		
安芸川に係る河川		
物部川に係る河川。ただし、香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。		
鏡川に係る河川。ただし、高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流の区域を除く。		
松田川に係る河川	上 記 に 同 じ	4月1日午前零時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
仁淀川に係る河川中高知市春野町西畑自記検潮観測所から249度40分の線から上流の区域。ただし、吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流の区域及び吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。		
吾川郡いの町八田かんがい用八田ぜきから取水する弘岡用水路		
新荘川に係る河川		
四万十川に係る河川中後川と四万十川合流点に建設された漁場標識から上流の区域。ただし、高岡郡四万		

十町家地川発電用えん堤上流端から上流の区域、高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流の区域及び高岡郡津野町船戸かんがい用船戸ぜき上流端から下流かんがい用旧下地ぜき下流端に至る間の区域を除く。

一部改正〔平成20年規則5号〕

一部改正〔平成11年規則10号・16年100号・101号・102号・17年127号・169号・20年5号〕

第31条 次の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げるもの以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。

河川	区域	漁具又は漁法
物部川に係る河川	香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から下流、行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る間	えさづり ぎじづり 友づり(方言「おとり掛」次条において同じ。)
仁淀川に係る河川	吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から下流古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る間 吾川郡いの町小川縦の木山、川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から下流松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る間	
四万十川に係る河川	高岡郡津野町力石川と北川合流点に建設された漁場標識から280度の線から下流同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る間 高岡郡檮原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートルの点から上流折渡川と北川合流点に建設された漁場標識に至る間 高岡郡檮原町檮原さる橋上流端から下流芹川谷口に建設された漁場標識に至る間 高岡郡檮原町檮原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から下流東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る間 高岡郡檮原町四万川曲淵橋上流端から下流同町檮	

原、上成橋上流端に至る間(虎枝川を除く。)

高岡郡禰原町禰原成藪谷口に建設された漁場標識から 130 度の線から下流西の川峡谷口に建設された漁場標識から 50 度の線に至る間

高岡郡禰原町禰原四国電力株式会社山子測水所から下流初瀬橋下流端に至る間

[次条]

一部改正〔平成 11 年規則 10 号・12 年 14 号・16 年 100 号・102 号・169 号〕

第 32 条 次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表中欄に掲げるもの以外の漁具又は漁法により、それぞれ同表右欄に掲げる期間、あゆを採捕してはならない。

区域	漁具 又は 漁法	期間
野根川に係る河川中安芸郡東洋町野根押野川と野根川合流点に建設された漁場標識から下流	えさ づり ぎじ づり 友づり よこ 掛け しや びき すく い網 と網 なげ 網	6 月 1 日午前 5 時から 10 月 15 日午後 5 時 30 分まで
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村及び田野町かんがい用田野ぜき上流端の下流 30 メートルの点から下流	えさ づり ぎじ	
安田川に係る河川中安芸郡安田町かんがい用西島ぜき上流端から下流	づり 友づ	

伊尾木川に係る河川中安芸市川北かんがい用川北
ぜき上流端から下流

り
しや

安芸川に係る河川中安芸市川北、江川川と安芸川合
流点に建設された漁場標識から下流

びき
すく
い網
と網
なげ
網

物部川に係る河川中香美市土佐山田町町田かんが
い用物部川下流統合ぜき上流端の下流左岸 177 メ
ートルの点から 340 度の線から下流

えさ
づり
ぎじ
づり
友づ
り
よこ
掛け
しや
びき
すく
い網
と網
なげ
網

鏡川に係る河川中高知市上本宮町かんがい用江ノ
口ぜき上流端から下流

えさ
づり
ぎじ
づり
友づ
り
しや
びき
すく
い網
と網
なげ

	網	
仁淀川に係る河川中吾川郡いの町仁淀川橋上流端から下流同町八田かんがい用八田ぜき上流端の上流 20 メートルの間	えさ づり ぎじ づり 友づ り よこ 掛け しや びき すく い網 と網 なげ 網	5月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
新荘川に係る河川中須崎市上分落合橋下流端から下流	えさ づり ぎじ づり 友づ り しや びき すく い網 と網 なげ 網	
四万十川に係る河川中四万十市四万十川橋上流端から下流、同市不破八幡宮境内西端から 240 度の線に至る間	えさ づり ぎじ づり 友づ り	

よこ
掛け
しや
びき
すく
い網
と網
なげ
網

2 前項の表の中欄に規定する漁具若しくは漁法に火光その他の照明若しくはかり寄せを併用し、又は水中に潜入してこれらの漁具若しくは漁法により、あゆを採捕してはならない。

[前項]

一部改正〔平成11年規則10号・16年100号・17年87号・169号〕

第33条 う飼漁法は、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表右欄に掲げる期間行つてはならない。

禁止区域	期間
仁淀川に係る河川	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時
新莊川に係る河川	時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
四万十川に係る河川	
吉野川に係る河川中高知徳島県境から吾川郡いの町高藪発電用えん堤上流端まで	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月20日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
前記以外の内水面	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで

一部改正〔平成11年規則10号・16年100号〕

(さく河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第34条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕をしようとするときは、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

2 前項の規定により開通した魚道の上流端から上流20メートル及び下流端から下流20メートルの間においては、魚類の降下又はさく上を妨げる行為をしてはならない。

[前項]

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕

(外来魚の移植の制限)

第 34 条の 2 オオクチバス及びコクチバス(これらの亜種を含む。)を除くオオクチバス属の魚種(卵を含む。)を移植してはならない。ただし、漁業権の対象となっている魚種を当該漁業権に係る漁場の区域に移植する場合及び移植について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 21 年規則 18 号〕

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第 9 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

[前項] [別記第 9 号様式]

3 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。

[前項]

4 知事は、第 1 項の許可をしたときは、申請者に、別記第 10 号様式による許可証を交付する。

[第 1 項] [別記第 10 号様式]

5 知事は、第 1 項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

[第 1 項]

6 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

[第 1 項]

7 第 1 項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して移植してはならない。

[第 1 項]

8 第 1 項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

[第 1 項]

9 第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第 4 項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

[第 2 項] [第 3 項] [第 4 項] [第 5 項] [前項] [第 4 項]

10 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る移植をするときは、第 4 項の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

[第 1 項] [第 4 項]

追加〔平成 11 年規則 10 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 18 号〕
(試験研究等の適用除外)

第 35 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ又は水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条において「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について、知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、別記第 11 号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

[前項] [別記第 11 号様式]

3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、申請者に、別記第 12 号様式による許可証を交付する。

[第 1 項] [別記第 12 号様式]

4 知事は、第 1 項の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

[第 1 項]

5 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

[第 1 項]

6 第 1 項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

[第 1 項]

7 第 1 項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

[第 1 項]

8 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において第 3 項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

[第 2 項] [第 3 項] [第 4 項] [前項] [第 3 項]

9 第 10 条、第 11 条及び第 18 条の規定は、第 1 項又は第 7 項の規定により許可を受けた者について準用する。

[第 10 条] [第 11 条] [第 18 条] [第 1 項] [第 7 項]

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕
(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第 36 条 漁業法第 72 条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

[[漁業法第 72 条](#)]

(標識の書換え又は再設置等)

第 37 条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

[[前条](#)]

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕

第 4 章 罰則

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第 6 条、第 13 条、第 24 条第 1 項、第 25 条から第 34 条まで、第 34 条の 2 第 1 項若しくは第 7 項又は第 35 条第 6 項の規定に違反した者

[[第 6 条](#)] [[第 13 条](#)] [[第 24 条第 1 項](#)] [[第 25 条](#)] [[第 26 条](#)] [[第 27 条](#)] [[第 28 条](#)] [[第 29 条](#)] [[第 30 条](#)] [[第 31 条](#)] [[第 32 条](#)] [[第 33 条](#)] [[第 34 条](#)] [[第 34 条の 2 第 1 項](#)] [[第 7 項](#)] [[第 35 条第 6 項](#)]

(2) 第 12 条、第 22 条第 1 項、第 34 条の 2 第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)又は第 35 条第 4 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

[[第 12 条](#)] [[第 22 条第 1 項](#)] [[第 34 条の 2 第 5 項](#)] [[同条第 9 項](#)] [[第 35 条第 4 項](#)] [[同条第 8 項](#)]

(3) 第 22 条第 1 項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

[[第 22 条第 1 項](#)]

(4) 第 24 条第 2 項の規定による命令に違反した者

[[第 24 条第 2 項](#)]

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

[[前項](#)]

一部改正〔昭和 58 年規則 23 号・平成 11 年 10 号〕

第 39 条 第 10 条第 1 項(第 35 条第 9 項において準用する場合を含む。)又は第 34 条の 2 第 10 項の規定に違反した者は、科料に処する。

[\[第 10 条第 1 項\]](#) [\[第 35 条第 9 項\]](#) [\[第 34 条の 2 第 10 項\]](#)

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕

第 40 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

[\[第 38 条\]](#) [\[前条\]](#)

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕

第 41 条 第 10 条第 3 項(第 35 条第 9 項において準用する場合を含む。)、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条の 2 第 6 項又は第 35 条第 5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

[\[第 10 条第 3 項\]](#) [\[第 35 条第 9 項\]](#) [\[第 11 条\]](#) [\[第 15 条\]](#) [\[第 16 条\]](#) [\[第 18 条第 1 項\]](#) [\[第 2 項\]](#) [\[第 34 条の 2 第 6 項\]](#) [\[第 35 条第 5 項\]](#)

一部改正〔平成 11 年規則 10 号〕

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 高知県内水面漁業調整規則(昭和 26 年高知県規則第 55 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 旧規則の規定に基づいてした許可その他の知事の処分であつて、この規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の規定に基づいてした許可、その他の知事の処分とみなす。この場合において、許可の有効期間は従前の許可の残存期間とする。

4 この規則の施行前に旧規則に基づいて交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付した許可証とみなす。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(昭和 47 年 5 月 13 日規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和 49 年 9 月 3 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 6 月 11 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月 17 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日規則第 61 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 2 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 6 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした申請又は届出に係る第 3 条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にこの規則による改正前の高知県内水面漁業調整規則第 10 条第 2 項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の高知県内水面漁業調整規則第 10 条第 2 項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日規則第 41 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 28 日規則第 149 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 22 日規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 23 日規則第 79 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 100 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 101 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日規則第 102 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 31 日規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 20 日規則第 127 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日規則第 169 号)

この規則中第 29 条の表四万十川に係る河川の項の改正規定(「高岡郡大野見村竹原発電用えん堤」を「高岡郡中土佐町大野見竹原発電用えん堤」に改める部分に限る。)は平成 18 年 1 月 1 日から、第 25 条第 1 項の表の改正規定(「香美郡土佐山田町杉田発電用えん堤」を「香美市土佐山田町杉田発電用えん堤」に改める部分に限る。)、第 29 条の表物部川に係る河川の項の改正規定及び同表国分川に係る河川の項の改正規定、第 30 条の表の改正規定(「香美郡土佐山田町杉田発電用えん堤」を「香美市土佐山田町杉田発電用えん堤」に改める部分に限る。)、第 31 条の表の改正規定並びに第 32 条第 1 項の表の改正規定は同年 3 月 1 日から、その他の改正規定は同月 20 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日規則第 18 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。